

古平町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 古平町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年(21年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	16.9(人/ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1地区		
処 理 場 数	1箇所(古平町下水道管理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	未実施		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	(一般用) 基本使用料:8m ³ まで1,675円(税込) 超過使用料:8m ³ を超えるもの1m ³ につき205円(税込)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	(営業用・団体用) 基本使用料:20m ³ まで4,680円(税込) 超過使用料:20m ³ を超えるもの1m ³ につき240円(税込)				
その他の使用料体系の 概要・考え方	(浴場用) 基本使用料:150m ³ まで12,065円(税込) 超過使用料:150m ³ を超えるもの1m ³ につき165円(税込)				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,135円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,715円
	令和5年度	4,135円		令和5年度	4,652円
	令和6年度	4,135円		令和6年度	4,718円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2人
事業運営組織	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、消防施設保守点検業務、電気設備保安管理業務、水質検査業務、脱水ケーキ収集運搬業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	下水道管理センターの維持管理を民間に委託しているが、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	下水道管理センターの維持管理を民間に委託しているが、PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	施設が小規模であるため、自然エネルギーの活用は費用対効果が期待できないため、未検討です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用地・施設の活用に見合う収益が確保できるか不明であることからです。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

公共下水道事業の経営状況に関する分析結果については、別紙「経営比較分析表」を参照。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

行政区域内人口は、昭和30年度10,073人をピークに年々減少し、令和6年度には2,566人となっています。将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)によると、これからも人口は減少し続け、令和17年度には1,938人になると推計されています。同様に、処理区域内人口についても減少傾向がこのまま推移していくと想定し、計画期間の最終年である令和17年度には処理区域内人口は1,529人になると推計しています。

(2) 有収水量の予測

水需要の状況は、公共下水道に接続する方も増えていく想定ではありますが、人口減少の影響が大きく、全体として有収水量は減少していくと想定しています。

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、有収水量に比例して推移すると想定しており、計画期間の最終年度である令和17年度には26百万円と推計しています。

(4) 施設の見直し

平成16年に供用開始され、管理センターやポンプ場などの主要施設は21年が経過しています。施設の老朽化が進行しており、特に管理センター・ポンプ場の機械・電気設備などは更新時期を迎えているものもあります。今後は「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、効率的な設備のメンテナンス・更新を目的とした改築・更新事業を計画的に実施していきます。管渠整備については、平成22年度から休止しており、全体計画の76.5%が接続可能となっています。今後の管渠整備や施設更新については、ストックマネジメントの策定や計画見直しの際に平準化を図る方針です。施設の老朽化に伴い維持管理費の増加が見込まれるため、計画的な修繕や設備更新を行い、経費の抑制・節減に努めます。

(5) 組織の見直し

建設水道課職員のうち、主に下水道業務を担当しているのは2名(技術職1名、事務職1名)です。今後においては、業務内容の変化などに応じて、職員の増減を検討していきます。

3. 経営の基本方針

下水道事業は、住民生活に必要な不可欠な重要な施設であることから、整備を進めてまいりました。しかし、人口の減少や施設の老朽化など、様々な環境変化に対応していく必要があります。施設の老朽化に対応し、下水道ストックマネジメントに基づく計画的な修繕・設備更新を推進するとともに、汚水処理の効率化と経費節減を図るため、維持管理費の抑制に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	既存の施設・設備について、適正な維持管理に努め長寿命化を図ることで、更新投資費用の節減、投資額の平準化を図ります。
-----	---

ストックマネジメント計画等に基づき投資試算を行っています。ストックマネジメント計画は以下の考え方に基づいています。
 ・健全度診断に基づき、必要な設備の更新や部品交換を計画的に実施し、施設の長寿命化と維持管理コストの最適化を図ります。
 ・事業期間内に、健全度が低下した主要設備(沈殿池汚泥掻き寄せ機、返送汚泥ポンプ、余剰汚泥ポンプ、薬品供給ポンプ、汚泥供給ポンプなど)について、部品交換や電動機の更新を実施します。
 ・投資判断は、設備全体の更新(更新シナリオ)と部品単位の交換による長寿命化(長寿命化シナリオ)をLCC(ライフサイクルコスト)で比較し、コスト削減効果が高い方を選定しています。例えば、長寿命化シナリオを選択することで、年間約1,389千円のコスト削減効果が見込まれています。
 ・施設の健全度を維持しつつ、長期的な維持管理コストの削減と安定した下水道サービスの提供が可能となります。また、部品供給停止などのリスクにも柔軟に対応できる体制を整え、住民の生活環境の向上と持続可能なインフラ運営を目指します。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	接続率の向上による料金収入の増加を最優先課題とし、使用料の改定は現時点では見込まず、将来的な改定は慎重に判断します。また、一般会計からの繰入を可能な限り抑えられるよう、経費節減と料金収入増加に努めます。
-----	---

・使用料収入については、上述のとおり有収水量の減少に伴い減少すると見込んでいます。
 ・他会計からの繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入と、賄いきれない分を基準外繰入として一般会計から繰入れます。
 ・国(都道府県)補助金は、建設改良費のうち、補助対象事業について、現行制度により見込まれる補助金交付額を計上しています。
 ・企業債は建設改良費の一定割合で見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費は、賃金上昇を考慮し、毎年上昇する計算としています。
 ・動力費は、令和6年度決算数値を基礎に、物価上昇及び水量の増減に応じて算出しています。
 ・委託料は、修繕費、その他の経費は令和6年度決算数値を基礎に、物価上昇を考慮して算出しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化については、地理的条件などから物理的に厳しいものがあります。また、委託業務等のソフト面についても、近隣自治体との協議も進んでいないことから、未検討です。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメントの策定の際に平準化を図ります。また、管渠整備については、計画見直しの際に平準化をはかります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点では導入について予定はありませんが、国や他自治体の動向を注視し本町に必要な民間活用の形を検討していきます。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	接続率の向上による料金収入の増加を最優先課題とし、使用料の改定は現時点では見込まず、将来的な改定は慎重に判断します。
資産活用による収入増加の取組について	施設が小規模であるため、自然エネルギーの活用は費用対効果が期待できないため、検討していません。
その他の取組	国の補助事業の活用、交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点では導入について予定はありませんが、国や他自治体の動向を注視し本町に必要な民間活用の形を検討していきます。
職員給与費に関する事項	現在、職員給与費を2人分として算定しておりますが、事業の重要性や業務内容の変化などに応じて、職員の増減を検討していきます。
動力費に関する事項	下水処理場における動力、薬品費、修繕費などの維持管理費は、汚水処理にはかかせないものなので、町の汚水処理の効率化と経費節減を図るため総合的に検証し管理運営に努めます。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年進捗管理を行なうとともに、概ね5年ごとに見直しを図ります。
---------------------	---------------------------------

6. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省より、「社会資本整備交付金交付要綱の改正について」(令和2年3月31日国会第29901号)及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」(国土交通省事務連絡 令和2年7月22日)が出されましたので、同通知に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。
 管渠や設備の老朽化及び物価上昇により維持管理費は増加傾向にありますが、水洗化率の向上に向けた普及啓発活動の取組みにより使用料収入を確保します。また、持続的な経営を進められるように、5年ごとの経営戦略の見直し結果等を基に使用料の改定の必要性を検証します。

《経費回収率向上に向けたロードマップ》

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略見直し 使用料改定の必要性検証					改定の必要性検証 と改定作業※					
水洗化率向上に向けた普及啓発活動	普及啓発活動									

※使用料改定の必要性検証で、使用料の改定が必要と判断された場合は、使用料改定を実施します。

《目標値》

項目	令和6年度 (現状)	令和12年度 (中間)	令和17年度 (目標値)
水洗化率(%)	60.5%	63.5%	66.0%

※目標値における水洗化率は、処理区域内戸数に対する接続戸数の割合で算定しています。